



## 第31号の内容

- ▼多発するネットトラブルにご用心！
- ▼平成25年度消費生活センター講座予定
- ▼ホームページをリニューアルしました！
- ▼啓発用DVD「子どもと学ぶネット社会」のご案内

## 多発するネットトラブルにご用心！

情報収集のほか、買い物やゲーム、電子メールなど、今やインターネットは私たちの暮らしと切り離せなくなっています。

一方で、関連する消費者トラブルも数多く発生しています。



### ◇芸能人とメール交換するためポイント購入したけれど…

#### トラブル事例

- ・無料SNSサイトで、好きなタレントのページにリンクを貼って利用していたら、そのタレントから直接メッセージが届き、「事務所に内緒なので、別サイトでやり取りしたい」と別のサイトに誘導された。メール交換のためのポイント購入で260万円払ったが、だまされたのだろうか。 →それは「詐欺的“サクラサイト商法”」です！

#### アドバイス

- ・サイト業者に雇われた**“サクラ”が異性、芸能人、マネージャー等になりすまし**、メール交換等の有料サービスを利用させるものです。
- ・**有料のポイント購入しないとメールのやりとりができず**、継続的に課金され続けます。不審な点を感じたら毅然と関係を絶つこと。
- ・狙われるのは「心のすき間」。だれでも狙われる危険があります。  
電子メールやSNS等の様々な媒体を通じて、「出会い」や「金銭」等、魅力的な名目で誘ってくるため、**性別・年齢・地域に関係なくトラブルが発生**しています。
- ・心当たりのない人からのメールの誘いには、**興味本位で応じてはいけません**。
- ・身近な人の異変を感じたら、積極的に声をかけ、救う努力をしてください。  
サクラからのメッセージを信じ切って被害にあっていることに気付かない場合も多いです。
- ・支払い後でも悩まず、速やかに消費生活センター、警察に相談しましょう。



## ◇情報サイトの利用料金が未払い？

### トラブル事例

- ・携帯電話に「情報サイトの利用料金が未払いになっている。支払いがない場合は家に行く」とメールが届いた。いつもサイトは色々見ているが有料サイトは使っていないはず。間違いではないか。

→それは「架空請求」です！



### アドバイス

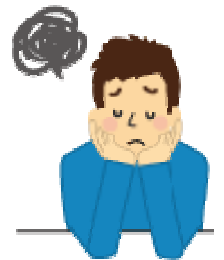
- ・機械が自動的に作成したメールアドレスに、誰もが利用したかもしれないと思われるような内容のメールを送りつけ、お金をだまし取ろうとする手口です。
- ・自分から住所、氏名、電話番号を知らせることになるので、請求者には絶対連絡してはいけません。利用した覚えのない請求は支払わず無視しましょう。  
「関わりになりたくない」という気持ちで一度支払いに応じると、個人情報の流失や、“カモ”にされるきっかけとなります。
- ・不安に思ったら、業者に連絡する前に消費生活センターへご相談ください。

## ◇「無料」のアダルトサイトを興味本位でクリックしたら料金を請求された！

### トラブル事例

- ・「無料」のアダルトサイトで、年齢確認画面が出たので『18歳以上』をクリックしたところ、『登録』となり、3日以内に7万円支払うようにという請求画面が表示され、電源を切っても画面が消えない。どうしたらよいか。

→それは「ワンクリック不正請求」です！



### アドバイス

- ・年齢確認をクリックしただけでは契約は成立していないので、料金を支払う必要はありません。
- ・サイトを見ただけでは個人情報は伝わっていないので、慌てて支払ったり、業者に連絡を取らないようにしましょう。
- ・興味があっても安易にアクセスしないようにしましょう。

アダルトサイトのほか「占いサイト」や「懸賞サイト」にも気をつけて！

住所、氏名、電話番号、生年月日等を入力することで個人情報が流出したり、そもそも個人情報を入手するための偽のサイトであることも多いです。

- ・請求画面を削除するには、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページ (<https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>) を参考にしてください。

## ◇ネットで購入したバック、返品できないの？

### トラブル事例

- ・ネット通販でバックを購入したが、届いた商品は思っていたものと違うので返品したいと伝えたところ、ホームページに記載しているとおり不良品以外は返品には応じられない、クーリング・オフも適用外といわれた。



## アドバイス

- ・通信販売にはクーリング・オフの適用はありません。
- ・返品についての記載があればそれに従うことになります。返品特約の表示のない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、送料は消費者の負担となります。
- ・ネット通販の場合、注文して支払いもしたが商品が届かず、業者に連絡しようとしたが連絡先の記載がなかったという事例もあります。購入する前に業者のホームページをよく確認し、連絡先の記載がない事業者とは契約を控えましょう。

## ◇携帯ゲーム機で遊んでいたのにオンラインゲームの利用料金を請求された？！

### トラブル事例

- ・子どもが携帯ゲーム機で遊んでいたが、勝手に親のクレジットカードを登録し、アイテムを購入していたため高額な請求が届いた。携帯と違いインターネットにアクセスできないと思っていた。払わないといけないうか。



### アドバイス

- ・最近の携帯ゲーム機はインターネットに簡単に接続できるものがあります。
- ・保護者はゲーム機等の仕組みを理解し、インターネットやゲーム利用のルールなどについて、日頃から子どもとよく話し合っておきましょう。

## ◆◇トラブルにあったら…◆◇

困ったな、おかしいなと思うことがあれば、あきらめず、早めに消費生活相談窓口へご相談ください。

**滋賀県消費生活センター 0749-23-0999**

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで

祝日・年末年始は除く



## ☆☆平成25年度消費生活センター講座予定☆☆

月	日	テーマ	講師
6月	27日	くらしの情報セミナー 「最近の消費者トラブルについて」(仮題)	消費生活センター 相談員
親子くらしの体験セミナー (7月下旬~8月上旬予定) <b>同内容の講座を午前・午後の2回ずつ開催します</b>			
①LEDランプ教室 ②飲み物の糖分をはかってみよう ③(調整中)			
消費者講座(地域での見守りについて) 講師: 椋山女学園大学教授 東 珠実氏			
●9月11日(水) 滋賀県消費生活センター(彦根市)			
●9月27日(金) 滋賀県甲賀合同庁舎(甲賀市) <b>同内容の講座を2会場で開催します</b>			
11~3月		くらしの情報セミナー	2回程度開催予定(日程およびテーマについては決まり次第お知らせします)

# ホームページをリニューアルしました！

このたび、滋賀県消費生活センターのホームページを見やすくリニューアルしました！  
消費生活に関する情報をわかりやすく提供できるよう努めますので、ぜひご確認ください。

滋賀県消費生活センターのHPアドレス <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/>

<トップページ画面↓↓>



## ～啓発用DVD「子どもと学ぶネット社会」のご案内～

インターネットに接続可能なポータブルゲーム機やスマートフォンの普及など、子どもたちが幼い頃からインターネットに接する機会が増えています。巧みに機器をあやつる子どもたちですが、実はインターネットに潜む危険を理解していないことも多いようです。

このDVDでは、トラブル事例をとおして子どもたちと、保護者や教員のみなさんにインターネットの使用上の注意について知ってもらうことを目的に滋賀県総合政策部県民活動生活課が作成し、県内すべての小中学校と消費生活相談窓口に配布しました。

消費生活センターではこのDVDの貸出を行っていますので、どなたでもご利用ください。



\* 特徴①：ドラマ形式の実写版

\* 特徴②：使いやすい時間設定

子ども対象の「ポータブルゲーム機編」「スマートフォン編」  
が各7分、教員・保護者向け15分

\* 特徴③：ナビゲーターがメロディに乗せてポイントを伝えます

\* 特徴④：監修者による詳細な解説書付き



「くらしのかわら版」第31号 (平成25年5月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成25年8月上旬に発行予定です。